

■ 山口県文化芸術振興条例

(平成19年12月25日公布・施行、平成19年山口県条例第55号)

目次

前文

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 文化芸術の振興に関する基本的施策(第六条—第二十一条)

第三章 山口県文化芸術審議会(第二十二条)

附則

私たちの住む山口県は、三方が海に開け、美しく変化に富んだ地勢に恵まれている。いくたびも歴史の表舞台となったこの地では、古くから多くの人と文物が交流し、中世の大内文化をはじめとする多彩な文化芸術がはぐくまれ、歴史を今に伝える個性豊かなふるさとが形づくられてきた。

この文化的な風土のもと、先哲の教えを受けて輩出した多くの逸材が明治維新の偉業を成し遂げ、我が国の近代化の基礎を造った。その後、戦後の経済発展によって、今日、物質的な豊かさがもたらされたものの、その一方で、経済効率優先の風潮は、人間関係の希薄化を招き、心のゆとりを失わせている。

このような時代にあって、日々の暮らしに潤いを与え、人々に生きる喜びをもたらしてくれる文化芸術を、一層身近なものとするのが求められている。今こそ、県民一人一人が自信と誇りを持ち、互いの価値観を尊重し、手を取り合って生きていくために、誰もが子どもの頃から文化芸術に親しむことのできる、真に豊かな社会を創造していかなければならない。

私たちは、これまで培われてきた歴史と伝統を尊重し、多様な文化芸術を生活の中に生かしていくとともに、ふるさと山口県の魅力を内外に発信し、将来にわたり、人々と喜びを分かち合っていきたいと願う。

ここに、私たちは、国民文化祭・やまぐち二〇〇六で発揮された、文化芸術を尊重し、その創造に挑戦する文化維新の精神を受け継ぎ、県民一人一人が燦く元気県を築くことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、文化芸術の振興について、基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かで潤いのある県民生活及び個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術の振興に当たっては、県民の自主性及び創造性が十分に尊重されるとともに、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、及び享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、県民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

3 文化芸術の振興は、県民、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う団体(以下「文化芸術団体」という。)、文化施設、学校、事業者、市町、県等がそれぞれその果たすべき役割を認識し、かつ、協働して取り組まなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、芸術、伝統芸能、民俗芸能、生活文化その他の多様な文化芸術の保護及び発展が図られるとともに、国内外においてその価値が認められるような文化芸術が発展するよう考慮されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られるとともに、それが県民共通の財産として将来の世代に引き継がれるよう考慮されなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、豊かな人間性の涵養及び地域社会の発展のための不可欠な基盤として、文化力(文化芸術が人々及び社会に及ぼす影響力をいう。)が向上するよう考慮されなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条に規定する文化芸術の振興についての基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、県民の意見を反映させるよう努めるとともに、県民、文化芸術団体、文化施設、学校、事業者、市町等の間の連携を促進するよう努めるものとする。
- 3 県は、地域の振興に関する施策と連携して文化芸術の振興を図るよう努めるとともに、行政の各分野において、文化芸術の振興に資するように配慮した施策を推進するよう努めるものとする。

(市町との連携)

第四条 県は、文化芸術の振興に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町との連携に努めるものとする。

- 2 県は、市町が自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた文化芸術の振興に関する施策を策定し、及び実施することを促進するため、技術的な助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(県民の役割)

第五条 県民は、文化芸術が県民生活及び地域社会において果たす役割についての理解を深めるとともに、地域における主体的な文化芸術活動の発展及び将来の世代への継承に配慮するよう努めることによって、文化芸術の振興に積極的な役割を果たすものとする。

第二章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(基本方針)

第六条 知事は、文化芸術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を策定しなければならない。

- 2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項を定めるものとする。
- 3 知事は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、基本方針を策定するに当たっては、あらかじめ、山口県文化芸術審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。
- 5 知事は、基本方針を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(県民の鑑賞、参加及び創造の機会の充実)

第七条 県は、広く県民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、文化祭の開催、文化芸術の公演、展示等の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第八条 県は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(子どもの文化芸術活動の充実)

第九条 県は、子どもが行う文化芸術活動の充実を図るため、子どもを対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、子どもによる文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第十条 県は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習その他の教育の充実、芸術家、文化芸術団体等による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域の特色ある文化芸術の振興)

第十一条 県は、地域の特色ある文化芸術の振興を図るため、地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(交流の促進及び国内外への発信)

第十二条 県は、県民による魅力ある文化芸術の創造及び享受に資するため、文化芸術に関する交流を促進するとともに、地域の文化芸術を国内外に発信するよう努めるものとする。

(担い手の育成及び確保)

第十三条 県は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能及び民俗芸能の伝承者、文化財の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「担い手」という。)の育成及び確保を図るため、教育の充実、研修への支援、能力を発揮する機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(顕彰)

第十四条 県は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者を顕彰することにより、県民の文化芸術に対する関心及び文化芸術活動を行う意欲を高めるとともに、文化芸術活動を行う者の能力を活用した文化芸術の発展を図るため、優れた業績の調査、記録及び周知、過去又は現在の優れた芸術家その他に係る公演、展示等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化施設の充実)

第十五条 県は、文化施設の充実を図るため、施設の整備、文化芸術の公演、展示等の実施、担い手の配置、文化芸術に関する作品の記録及び保存その他の必要な施策を講ずるものとする。

(身近な文化芸術活動の場の充実)

第十六条 県は、県民にとって身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、文化施設、学校施設、社会教育施設その他の施設を容易に利用することができるようにするための措置を講ずることその他の必要な施策を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第十七条 県は、県民による自主的な文化芸術活動の促進を図るとともに、県民、文化芸術団体、文化施設、学校、事業者、市町等が行う文化芸術の振興のための取組を支援するため、文化芸術に関する情報を収集し、及び提供するよう努めるものとする。

(民間の支援活動の活性化)

第十八条 県は、個人又は民間の団体が行う文化芸術に関するボランティア活動、メセナ活動(社会貢献活動として文化芸術を保護し、又は文化芸術活動を支援する活動をいう。)その他文化芸術活動を支援する活動の活性化を図るため、これらの活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第十九条 県は、県民、文化芸術団体、文化施設、学校、事業者、市町等と連携しつつ、文化芸術の振興に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第二十条 県は、文化芸術の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第二十一条 知事は、毎年、県議会に、文化芸術の振興の状況及び文化芸術の振興に関する施策について報告するとともに、これを公表しなければならない。

第三章 山口県文化芸術審議会

第二十二条 文化芸術に関する重要事項についての調査及び審議並びに文化芸術に関する施策についての建議に関する事務を行わせるため、審議会を置く。

2 審議会は、委員二十人以内で組織する。

3 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

4 前三項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。